



稲敷市 議会だより

第60号

発行日/令和2年5月1日



「みのり幼稚園」

令和2年第1回定例会の報告.....	P 2
市政を問う一般質問（12人）	P 6
委員会の審査経過と結果.....	P18
議会改革調査特別委員会報告.....	P20

令和2年第1回稲敷市議会定例会が2月25日から3月23日までの28日間にわたり開かれました。

市長より提出された議案は、専決処分の承認案件1件、条例の制定・一部改正案件等17件、各会計補正予算案件7件、令和2年度各会計当初予算案件12件、工事変更請負契約の締結案件1件の合計38案件でした。また、開会日には議長発議により予算審査特別委員会が設置されました。

最終日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長より報告を受け、討論、採決を行い、議案は全件承認・可決されました。また、議員発議が4件提出され、いずれも全会一致により原案可決されました。

議会の審査経過及び議決の結果については下記をご参照ください。

【開催日】

【審議内容】

- 2月25日（火）開会
議案等について市長の提案理由説明を受ける（37件）。
議会改革調査特別委員会の委員長報告を行う。
予算審査特別委員会を設置する。
（26日 議案調査のため休会）
- 2月27日（木）議員による市政一般に関する通告質問を行う。【6名】
（28日 議事整理のため休会）
- 3月2日（月）議員による市政一般に関する通告質問を行う。【6名】
追加議案1件について市長の提案理由説明を受け、質疑、
討論、採決を行う。
各常任委員会及び予算審査特別委員会へ議案37件を付託
する。
（3日 議事整理のため休会）
- 3月4日（水）常任委員会・予算審査分科会審査【総務教育】
- 3月5日（木）常任委員会・予算審査分科会審査【総務教育】
- 3月6日（金）常任委員会・予算審査分科会審査【市民福祉】
- 3月9日（月）常任委員会・予算審査分科会審査【市民福祉】
（10日 常任委員会・予算審査分科会予備日のため休会）
- 3月11日（水）常任委員会・予算審査分科会審査【産業建設】
（12日 常任委員会・予算審査分科会予備日のため休会）
- 3月13日（金）常任委員会・予算審査分科会審査【産業建設】
（16日 常任委員会・予算審査分科会予備日のため休会）
- 3月17日（火）予算審査特別委員会（全体審査）
（18日 予算審査特別委員会 全体審査予備日のため休会）
（19日 議事整理のため休会）
- 3月23日（月）各常任委員長及び予算審査特別委員長から付託議案に対
する審査報告を受け、議案37件に対する討論、採決を行う。
発議4件に対し質疑、討論、採決を行う。
閉会

審議された議案とその結果

令和2年第1回 稲敷市議会定例会

稲敷市議会議員の定数を定める条例の 一部を改正する条例を全会一致で可決

次の稲敷市議会議員一般選挙から議員定数を18人に！（現行の20人から2人減員）

議案番号	件名	内容	付託委員会	審議結果 (賛成・反対)
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度稲敷市一般会計補正予算（第8号））	予算総額を229億5,901万7千円とする	総務教育 産業建設	原案承認 (19:0)
議案第2号	稲敷市附属機関設置条例の制定について	地方自治法第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関として26組織を新たに制定するもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第3号	稲敷市行政区設置条例の制定について	地方公務員法の改正により特別職非常勤職員の要件等が厳格化されたことに伴い、新たに制定するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第4号	稲敷市子育て応援基金条例の制定について	安心して子育てができる環境づくりと次世代を担う子ども達の健全な成長に資するため、新たに制定するもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第5号	稲敷市支所及び地区センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	令和2年度より新利根公民館及び桜川公民館が設置されることに伴い、改正するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第6号	稲敷市統計調査条例の一部改正について	稲敷市行政区設置条例の制定等に伴い、統計調査員候補者の推薦規定の変更が必要となるため改正するもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第7号	稲敷市印鑑条例の一部改正について	印鑑の登録を受けることができない者から成年被後見人を削除し、意思能力を有しない者を加えるため改正するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第8号	稲敷市本社機能等誘致のための法人市民税の特別措置に関する条例の一部改正について	「いばらき地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト」の計画期間が2年延長されたことに伴い、改正するもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第9号	稲敷市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について		総務教育	原案可決 (19:0)
議案第10号	稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について	保険税の課税限度額及び軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定等について改正するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第11号	稲敷市公民館設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について	「公民館を核としたまちづくり」を推進するため改正するもの	総務教育	原案可決 (19:0)

議案番号	件 名	内 容	付託委員会	審議結果 (賛成:反対)
議案第 12 号	稲敷市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について	稲敷市公民館設置、管理及び職員に関する条例の一部改正に伴い改正するもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第 13 号	稲敷市環境審議会条例の一部改正について	環境審議会委員構成の適正化等を図るため改正するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 14 号	稲敷市道路占用料徴収条例及び稲敷市法定外公共物管理条例の一部改正について	昨年 10 月の消費税率の引上げ及び平成 30 年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた額の改定等を行うもの	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 15 号	稲敷市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	民法の一部改正に伴い所要の改正を行うもの	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 16 号	稲敷市下馬渡住宅管理条例の一部改正について		産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 17 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	「会計年度任用職員」制度が導入されることに伴い、稲敷市職員定数条例の他 16 条例について改正等を行うもの	総務教育	原案可決 (19:0)
議案第 18 号	稲敷市区長設置条例の廃止について	稲敷市行政区設置条例の制定に伴い条例を廃止するもの	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 19 号	令和元年度稲敷市一般会計補正予算（第 9 号）	予算総額を 220 億 3,802 万 4 千円とする	各常任委員会	原案可決 (19:0)
議案第 20 号	令和元年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	予算総額を 53 億 7,754 万 7 千円とする	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 21 号	令和元年度稲敷市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	予算総額を 38 億 9,146 万 9 千円とする	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 22 号	令和元年度稲敷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	予算総額を 10 億 4,996 万 3 千円とする	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 23 号	令和元年度稲敷市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額を 639 万 1 千円とする	市民福祉	原案可決 (19:0)
議案第 24 号	令和元年度稲敷市水道事業会計補正予算（第 1 号）	収益的支出の予定額を 9 億 8,804 万 4 千円とし、資本的支出の予定額を 2 億 9,574 万 9 千円とする	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 25 号	令和元年度稲敷市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	収益的収入の予定額を 23 億 1,831 万 5 千円、収益的支出の予定額を 19 億 3,862 万 4 千円とするものとし、資本的収入の予定額を 8 億 7,788 万円、資本的支出の予定額を 14 億 8,170 万 3 千円とする	産業建設	原案可決 (19:0)
議案第 26 号	令和 2 年度稲敷市一般会計予算	予算総額を 258 億 9,500 万円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (18:1)
議案第 27 号	令和 2 年度稲敷市国民健康保険特別会計予算	予算総額を 51 億 1,171 万 8 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (18:1)
議案第 28 号	令和 2 年度稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算	予算総額を 15 万円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)
議案第 29 号	令和 2 年度稲敷市介護保険特別会計予算	予算総額を 38 億 3,976 万 3 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (18:1)
議案第 30 号	令和 2 年度稲敷市浮島財産区特別会計予算	予算総額を 154 万円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)
議案第 31 号	令和 2 年度稲敷市古渡財産区特別会計予算	予算総額を 395 万 2 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)
議案第 32 号	令和 2 年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計予算	予算総額を 2 億 5,279 万 1 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)
議案第 33 号	令和 2 年度稲敷市後期高齢者医療特別会計予算	予算総額を 9 億 9,507 万 9 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (18:1)
議案第 34 号	令和 2 年度稲敷市介護サービス事業特別会計予算	予算総額を 972 万 8 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)

議案番号	件 名	内 容	付託委員会	審議結果 (賛成・反対)
議案第 35 号	令和 2 年度稲敷市水道事業会計予算	収益的収入の予定額を 10 億 1,766 万 6 千円、収益的支出の予定額を 9 億 9,428 万円とし、資本的収入の予定額を 79 万 3 千円、資本的支出の予定額を 2 億 7,828 万 8 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (18:1)
議案第 36 号	令和 2 年度稲敷市工業用水道事業会計予算	収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ 960 万 9 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)
議案第 37 号	令和 2 年度稲敷市下水道事業会計予算	収益的収入の予定額を 23 億 8,909 万 4 千円、収益的支出の予定額を 19 億 5,519 万 3 千円とし、資本的収入の予定額を 3 億 3,445 万 3 千円、資本的支出の予定額を 11 億 3,899 万 7 千円とする	予算審査特別委員会	原案可決 (19:0)
議案第 38 号	工事変更請負契約の締結について	原契約の相手方名称を変更するもの	付託省略	原案可決 (19:0)
発議第 1 号	稲敷市議会議員の定数を定める条例の一部改正について	次の稲敷市議会議員の一般選挙から議員定数を 18 人に改めるもの(2 名減)	付託省略	原案可決 (19:0)
発議第 2 号	稲敷市議会委員会条例の一部改正について	議員定数の一部改正に伴い常任委員会の定数等を改めるもの	付託省略	原案可決 (19:0)
発議第 3 号	稲敷市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	費用弁償のうち日当の支給を廃止するもの	付託省略	原案可決 (19:0)
発議第 4 号	稲敷市議会傍聴規則の一部改正について	傍聴席への入場規制を緩和するもの	付託省略	原案可決 (19:0)

※詳しい議決賛否は、市ホームページをご覧ください。

※議長は採決に加わりません。(ただし、可否同数の場合は議長により決することになります。)

討 論

◆議案第 26 号 令和 2 年度稲敷市一般会計予算

■反対討論

山口清吉

昨年 10 月からの消費税引上げに続く新型コロナウイルスによる経済的困難により、市民の暮らしはどん底である。このような時にこそ、すべての市民に係る負担を軽減することが市民の暮らしの応援になる。令和 2 年度末の積立金残高見込みが 110 億 7,149 万円となったおり、この積立金を活用するべきである。

◆議案第 27 号 令和 2 年度稲敷市国民健康保険特別会計予算

■反対討論

山口清吉

国民健康保険には、平等割、均等割があり、保険料負担額は所得の 10% にもなり、組合健保や共済組合健保の 2 倍にもなっている。稲敷市においては、子どもの均等割を軽減するよう求めるものである。

◆議案第 29 号 令和 2 年度稲敷市介護保険特別会計予算

■反対討論

山口清吉

介護保険制度は施行 20 年を迎え、政府は制度改悪を繰り返して、「国家的詐欺」と言われるまでに介護の危機は深刻化している。これ以上の負担増・給付削減は高齢者や現役世代にも痛みを押し付けるものであり、見過ごすことはできない。

◆議案第 33 号 令和 2 年度稲敷市後期高齢者医療特別会計予算

■反対討論

山口清吉

後期高齢者医療制度は、国民を 75 歳以上という年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける制度である。現在、茨城県後期高齢者医療広域連合は、保険料の特例減免の廃止を行っている。これ以上、後期高齢者医療保険料を値上げせず、低所得者に対する保険料の減免制度を廃止せず継続することを国に求めるよう働きかけるべきである。

◆議案第 35 号 令和 2 年度稲敷市水道事業会計予算

■反対討論

山口清吉

一般会計補助金を平成 23 年度の水準に戻すだけで水道料金を 1,000 円以上引下げることができる。水道事業そのものは、値下げる体力は持っている。基本料を 1,000 円引下げ、基本料金も基本水量 1m³からにして市民の願いに応えるべきである。

第1回定例会には、12名の議員が市政全般にわたり一般質問を行いました。
質問と答弁について、要旨を紹介します。



中 沢 仁
議 員

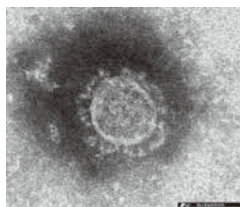
新型コロナウイルスへの対応について

危機管理監 国や県等と連携し効果的な対策を行う

中沢 新型コロナウイルスが、中国の武漢市を中心に発生し短期間で世界に広まっており、国内においても感染が拡大しているが、稲敷市における新型コロナウイルスへの対応について伺う。

危機管理監 本市では2月5日に稲敷市新型コロナウイルス警戒本部を設置し、2月25日に政府の感染拡大防止対策の基本方針決定を受け、26日に警戒本部から新型コロナウイルス対策本部へ移行し、全庁的な対応体制を整えるとともに市民が市、国県から発信される情報を共有することが出来るようホームページへの掲載を開始しています。また、消毒器を庁舎に配備し、入手出来次第、他の公共施設へも配備予定です。今後の蔓延防止対策としてマスクの備蓄約17,000枚を保有していますが、市民への放出も考慮し追加発注しています。

教育長 幼児、児童生徒に対し、発達段階に応じた感染症対策の指導に努め、手洗いや咳エチケット、マスクの着用、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事、発熱等の風邪の症状が見られるときは無理をせず自宅で休養などの徹底を促しています。なお、感染症が市内で発生した場合には、文部科学省と厚生労働省からの対応通知に準じて迅速に対応し、学校の設置者は学校運営上の対策を講じるため必要な臨時休校を行い、また、学習面への影響等についても十分に考慮することとなっております。今後、状況の変化に注視しながら感染症対策に万全を期すよう努めていきます。



出典：国立感染症研究所ホームページ

東地区における行政地区の名称について

市民生活部長 状況により対応していく

中沢 東地区の行政区は1区から21区まであるが、地区内外から、分かりづらい、未だにどこか分からない、地区、集落名としてはどうなのか等の意見が聞こえてきます。市の行政区の名称についての考えを伺う。

市民生活部長

東地区では、昭和33年に大字地区名を1区から20区の行政区名に改め、その後、光葉の21区を加え使用しています。合併の際に名称を検討しましたが、今後の行政区の統合を見据え、行政区の前に「東」を加え東1区のようにになりました。今後、人口減少により、各地域の集落が行政区として維持され、行政サービスが行き届くためにも、行政区の統合は地域の大きな課題となっています。東地区において、現在の行政区の名称が地域の方々に不利益になるような問題点があるようならば、東地区区長会の協力を得ながら、地域の方々と十分に話し合っていきます。



篠田 純一
議員

桜川新設小学校の周辺整備は

副市長 市の方向性を示し検討を進めたい

篠田 桜川総合運動公園に統合小学校が建設されることにより、通学路の整備、横断歩道、信号機などの交通安全施設、防犯カメラの設置等の整備が急務である。PTAや地域の方々からの要望も含め、新設小学校周辺の整備はどのように進められているのか伺う。



建設中の桜川小学校

教育部長等 通学路の整備については、児童が利用する道路拡幅をはじめ、特に通学時間帯の安全確保に効果的な整備を進めていきます。

また、横断歩道、信号機の設置については、稲敷警察署に要望しており、現在、県警本部において協議中であるとのこと。

防犯灯の設置については、要望等に基づき、設置に向けた準備を進めています。

篠田 桜川統合小学校建設に伴い多目的グラウンドの代替地の要望もある中、古渡小学校跡地を利活用することで、桜川総合運動公園と一体化が図れると考えるがいかがか。

副市長 古渡小学校跡地利用については、これまでの地元との話し合いの経緯、水害の危険性等を考慮し、慎重に検討しなければならないと考えています。

桜川総合運動公園を核とした周辺地域のあり方について、市の方向性を示した上で、地域の方々の意見を伺いながら、検討を進めていきます。

選挙投票率向上の取組みは

選挙管理委員会書記長

主権者教育に取組みたい

篠田

昨年の参議院議員通常選挙において、桜川地区センター期日前投票所の期間短縮が議論となった。短縮は行われなかったものの、地元の意見より先に選挙管理委員会側で決定してしまったことが問題であり、投票率向上とは逆行する対応である。投票率向上のためには、啓発活動が非常に重要で、議会も報告会や交流会を積極的に実施して情報発信に努めている。選挙に対する意識の醸成を図るためにも、教育を含む方策を取組む必要があると考えるがいかがか。

選挙管理委員会書記長

今後の期日前投票所の開設時間の見直しについては、住民ニーズをよく分析し、周知に十分な期間を設ける等、配慮して議論すべきと考えています。また、選挙啓発については、議会や市長部局、教育委員会をはじめ、関係機関と連携しながら、主権者教育として有効な対策を検証していきたいと考えています。

SDGsの効果的な取組みは

寛市長 職員や市民への周知啓発が大切



若松 宏幸
議員

若松 SDGsが市の施策や事業に関連していることについて、SDGs推進への市職員の周知、啓発活動の取組みを伺う。

政策調整部長 第2次総合計画基本計画で政策別計画の見出しにSDGsのアイコンを記し、17の目標と施策の方向性の対応を表記することになりました。今後は総合計画の推進を進捗管理し、SDGsのゴールを意識した各業務の取組みを全庁で推進していきます。

若松 SDGsのアイコンを可視化することで、市職員に対し自分の仕事がSDGsに貢献しているということを意識させ、市民や職員の間にSDGsの認知度は高まると考えるがいかがか。

政策調整部長 先進自治体の取組みも参考に、本市に合った取組みを調査研究していきます。

若松 総合計画にSDGsの文言を盛り込むだけでは、既存政策に何ら変化はない。既存の取組み等をSDGsというフィルターを通して発展、進化させる必要があると考えるが、市長の考えを伺う。

市長 総合計画にSDGsの目標を記載し、職員が広い視野で業務に当たることが大切です。職員や市民の方々にSDGsの17の目標を周知することから始めたいと思います。



持続可能な地域づくりへの取組みは

市民生活部長 地域の方と新たな組織も検討

若松 本市協働のまちづくり指針による、まちづくりと行政区（自治会）や公民館活動のあり方について伺う。

市民生活部長

本年4月より、公民館の理念を重視して、地域づくりを進めることになりました。

教育委員会と連携し、市民には、新利根、桜川両地区公民館の運営や企画に参加して地域を考える組織の一員として協力いただく予定です。地域には、多くの団体や様々な活動をしている方が数多くいます。特定の主体者を決めるのではなく、団体や個人、その地域の特性を生かし、つなぐ事業という形にしていくことが地域づくりの第一歩と考えています。

若松

今後の公民館活動について伺う。

教育部長

全ての公民館で、まず、豊かな

コミュニティ形成を復活していくことに重点を置き、その中心的施設としてふさわしい機能を果たしていきたいながら、市民の目線に立ち、課題等へ積極果敢に取組みます。

若松

地域共生社会の実現を目指すための地域課題解決の対応を伺う。

市民生活部長

地域課題は多様化して、行政区組織内だけで解決できることばかりではありません。そのため行政が主体となって新たな組織をつくるのであれば従前と同じこととなり、地域の主体性育成が遅れてしまうと考えます。

地域の多くの主体とともに進める地域づくりの中で、その地域の課題解決のために必要であれば、地域の方と新たな組織を検討していきます。



山 本 彰 治
議 員

教育現場の働き方改革を

教育長 2 学期制、教科担任制導入を検討

山本 最近は教育現場での働き過ぎが注目されている。法改正により月上限 45 時間、年間 360 時間という超過勤務の指針が示されたが、市立学校の勤務現状と軽減に向けた考えを伺う。

教育部長 市内 14 校の小中学校の超過勤務時間は、4 月から 12 月までの 1 校平均で平成 30 年度が 73 時間 14 分、今年度が 58 時間 37 分で、全ての月で前年度を下回っており、過労死ラインの月 80 時間を超える教員は全教員の約 25% です。

対策としてタイムレコーダーを導入し時間外の客観的把握・集計の効率化を図った他、学校閉庁日の設定、校務支援システムや留守番電話の導入等により、教職員の作業軽減を図っていきます。

山本 現場からは、学校業務以外の業務として給食費の公金化、花壇整備や草刈り等の環境整備に係る負担軽減を望む声が上がっている。本市の対応について伺う。

教育部長 給食費の公金化導入を進めると共に、学校徴収金のインターネットを介した銀行取引等の導入に向け、試行的な運用を始める予定です。

草刈りや剪定費用は管理費として予算化しており、地域ボランティアやスクールサポーター、PTA の奉仕作業等の協力を得て、教職員の負担軽減に取り組んでいきたいと考えています。

山本 文部科学省から法律改正による勤務の上限時間等を、教育委員会規則へ明示することが要請されたが、本市の対応状況を伺う。

また、教職員の負担軽減のため、現行の 3 学期制を 2 学期制に改めることや小学校の学級担任制に対して、教科担任制を導入する等の考えはないか。

教育長 本年 1 月に指針が告示され、教職員の在校時間の上限等に関する方針を教育委員会規則に定めることとされたことを受け、規則への明記作業に着手します。

学校の 2 学期制は全国の小学校で 19.4%、中学校 18.6% との調査結果があり、本市も 2 学期制と超過勤務削減の効果等の調査研究を進めていきます。小学校の教科担任制については、沼里小学校が理科教科担任制モデル校として授業を行っており、有効性と課題について調査研究し、導入に向けて検討していききたいと考えています。



生活困窮者支援対策は

保健福祉部長 就労支援の取組み強化を図る

竹神 本市の生活保護費の推移は緩やかに増加していく状況の中、保護費抑制のためには受給者の就労支援が必要であるとする。きめ細かな就労支援を行うことで、自立支援や子どもを持つ世帯においては負の連鎖の解消につながると考えるが、就労支援の現状について伺う。



竹 神 裕 輔
議 員

保健福祉部長 平成 30 年度から就労支援の強化を図るため、生活保護就労支援員を雇用し、ケースワーカーとともに就労支援を行っています。実績として、平成 30 年度に 22 人の方が就職し、6 人が保護廃止、令和元年度は 2 月 1 日現在で 22 人が就職し、8 人が保護廃止となっています。今後も、ケースワーカーと就労支援員が一丸となり、生活保護受給者の自立助長に向けて、就労支援の取組みを強化していきます。

竹神 本市では、生活困窮者自立支援事業の任意事業である家計相談事業及び学習支援事業をそれぞれ実施しているが、就労準備支援事業は未だ実施されていない事業である。就労準備支援は、中間的就労と呼ばれ、訓練と一般就労の中間という意味で、実際に働きながら知識や技能を身につけ、資格取得やコミュニケーションスキルを磨くなど、就労率や所得の向上につながるもので、最終的には社会保障費の抑制にもなる効果がある。生活困窮者対策のために、本市においても、生活困窮者自立支援事業の中心となるべき就労準備支援事業を実施すべきと考えるがいかがか。

保健福祉部長 就労準備支援事業については、実施に向けて、情報収集、検討を重ねてきたところです。茨城県は令和 3 年から完全実施を目指しているところであり、本市でも、県や近隣市町村と情報交換等をしながら、事業実施に向け積極的に進めていきたいと考えています。

竹神 生活困窮者自立支援事業は、必須事業、任意事業とあるが、それぞれを個別に検討するのではなく、一つのものとして検討し、それぞれの事業が相互に与える影響に目を配りながら、本市における任意事業の実施について十分な議論を進めてもらいたい。





寺崎 久美子
議 員

公共施設の管理体制を問う

副市長 一括発注を検討する

寺崎 1,946 地域の人口 100 人当りの犯罪件数で稲敷市は 189 位、2018 年の茨城県の侵入盗発生件数は 8 位、発生率は 1 位という盗難事件の多い地域である。

公共施設には市民情報等も保管されており、26 施設に及ぶ各庁舎や小中学校、福祉やスポーツ等の各施設に係る警備状況はどのような状況となっているか。

警備対象は敷地全体が対象か、建物だけなのか。閉庁後の警備体制や門扉の開閉・施錠の状況は。公園や公衆トイレの警備、トイレ内安全ボタンの設置状況等はどうなっているのか。設置予定の防犯カメラは何台で設置完了はいつになるのか。

また、施設警備を一元管理し、地域ごとの一括発注などによるコスト削減により早急な効率的・効果的な対応が必要と考える。

管理経費集約に対する市の考えを伺う。

総務部長

本庁舎は職員退勤時間以降、有人の常駐警備により緊急時の連絡や電話対応、戸籍届出の受領等に対応しています。警備対象は建物・敷地内となり、職員・公用車用の北側駐車場は施錠し、巡回警備を行っています。

個人情報等の書類はキャビネット等に施錠保管し、庁舎内には複数の防犯カメラも設置されています。休日・閉庁日は職員の日直で対応しています。

また、警備委託業務は各施設管理者が個別発注しており一元管理には至っていません。

教育部長

市内の幼児施設・小中学校全てで、職員退勤後から機械警備と巡回警備で対応しており、門の施錠も行っています。防犯カメラは今年度 6 校で設置を行うことにより、全園・全校での整備が完了します。

各公民館や図書館、資料館等の社会教育施設及び体育館や運動公園管理事務所等の社会体育施設では、機械警備及び巡回警備を実施しており、防犯カメラも桜川総合運動公園等の複数の施設で設置されています。総合運動公園や広場は夜間・休園時の敷地内立ち入り規制は行っていない。

産業建設部長

都市計画課が管理する 13 公園では警備は行っていない。うち 9 公園にトイレが設置され、6 カ所に安全ボタンが設置されています。いずれも赤色灯が回転したりブザーが鳴るシステムとなっていますが、監視の目が届きにくい場所への設置が多い現状です。

危機管理監

防犯カメラは平成 28 年度からの 3 カ年計画により 39 台が設置済です。市民要望も多く令和 5 年度まで継続して設置を進める予定です。

副市長

行政として治安維持に努め、市民を守ることは最大の責務であり、警備上の問題は早急に検討し、要綱や運用の基準を考えていきます。

警備業務の一括発注についても、競争性が向上し委託料の低減につながると考えます。

また、包括的管理業務の一括発注について積極的な検討に着手したいと考えています。

給食のあり方は

教育部長 食育指導に努め、児童生徒の成長を支える

沼崎 子ども達の成長を支える給食、食のすばらしさを伝える食育は、生きる上での基本であって、豊かな人間性を育んでいく基礎となる。本市ではどのように食育を行っているのか伺う。



沼崎 孝雄
議員

教育部長 食に関する指導として、学校栄養教諭による年間の指導計画にもとづき1クラス1回以上を目標とし指導を行っています。食べ物の働き、食事のマナー、日本や地域の食文化等、学年、学級の発達段階に応じたものを取り上げています。また、給食時間には担任とともに栄養教諭も会食し、給食当番活動や配食量、食べ物の好み、残食量などの確認をしています。偏食や食事マナー等についても個別に指導しており、改善を促す指導のほか、市内で生産された米、マッシュルーム、ネギ、レンコン等、多くの食材を給食に活用し、話題として取り上げ地域の農業に関心を持つよう心がけて、食事として提供されるまでの過程、給食や家庭の食事を支えてくれるたくさんの人たちの存在等を気づかせるような指導にも努めています。

給食費の差異を問う

教育部長 給食費の統一、徴収の一元化を検討する

沼崎 地区により給食費が違うのは、米飯を持参するかしないかの違いか。また、給食費の滞納状況と徴収方法について伺う。

教育部長 地区ごとの給食費の違いは、委託米飯か米飯持参かの違いによるものです。今後、給食費統一に向け、保護者、学校給食運営審議会の意見等も踏まえ決定していきます。給食費の滞納は200件、約665万円です。未納者には督促を行い、申出書を提出された方は児童手当等から徴収しています。

市民生活部長 現在、給食費の徴収を市税等と併せた徴収の一元化に向け調整しています。クレジットカードやコンビニでの支払い等、納付機会を増やすほか、滞納額減少に向けた取組みを進めています。



このほか、マイナンバーカードについての質問がありました。



椎野 隆
議員

高齢者福祉の現状と対策は

箕市長 地域包括ケアシステムの強化を図る

椎野 高齢者福祉の充実は皆さんが求めているものであり、現在の状況を伺う。市内の65歳以上の独居高齢者、高齢家族のみの世帯数とそれら世帯の見守り体制や、寝たきりにならないためにどのような対策を講じているのか。

また、市内の介護老人保健施設及び特別養護老人施設それぞれの施設数と入所者数、待機者数はどのような状況か。介護老人保健施設入所の基準期間3ヶ月という期間の妥当性について伺う。

保健福祉部長

令和2年2月現在の65歳以上ひとり暮らし世帯数は934世帯、75歳以上の高齢者のみ世帯は102世帯となります。そうした方々の見守り策として、乳酸菌飲料配付に併せて安否確認を行う愛の定期便の他、緊急通報システム、ふれあい給食、郵便局や市内33事業所との見守り協定、民生委員の見守り確認などで対応しています。

市内の介護老人保健施設は2ヶ所、入居者113名、待機者延べ16名です。自宅復帰等の判断は少なくとも3ヶ月ごとに、個々に医師、薬剤師、看護職員等の専門職による協議により決定しています。

特別養護老人施設は3ヶ所、入居者203名、待機者は延べ262名です。来年度に定員80名の施設が開所予定です。

椎野

十分な医療や福祉が受けられないために孤独死することのないように、取組みの強化が必要と考えるが、市長の決意を伺いたい。

市長

全国的に高齢者ひとり暮らし世帯が増加し、本市でもその施策は重要な課題です。介護、医療、介護予防や生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる構築に努め、支援強化を図りたいと考えています。

戦争体験集発行の考えはないか

総務部長 作成の可能性を検証

椎野

取手市では平成4年に戦争体験集を発行し、第3集まで作成されており、平和活動に活用されている。本市ではこれまで戦争体験者からの聞き取り文書の作成はなかったが、後世に残すべきと考える。体験者や残された方々の話をまとめて文集作成に取り組む考えはないか。

総務部長

本市では、平成17年に核兵器廃絶平和都市宣言を採択し、平成22年には平和首長会議に加盟し、核兵器廃絶・平和都市宣言塔を新設するなど、平和推進の意志を示しています。

平成28年度からは中学生を広島での平和記念式典に派遣し、参加者の感想や平和への思いを文集にして広報紙やホームページに掲載する他、各中学校での報告会によりメッセージの発信を行っています。

実体験の重さは大変貴重ですが、情報提供協力者の把握を含めて、作成の可能性について検証していきます。

自律できる学校教育は

教育長 社会を生き抜く力を育てる教育が重要

根本 ロボットやAI技術等の進展で、激しく変化する社会をたくましく生きる力を求められている。未来を生きる子ども達に必要な自律ある学校教育の在り方が重要である。学びの本質における宿題の是非について伺う。



根本 浩
議員

教育長 社会を生き抜く力を育てる義務教育の推進に本気で取り組むことの重要性を改めて痛感しているところです。

宿題については、取り組み時間やページ数等を目安として、宿題や自主学習を家庭での学習に取り組んでいます。家庭での学習時間がある程度確保でき、自分で計画を立てて勉強している児童生徒ほど学力が高いという結果が出ています。これらの相関関係を保護者に伝え、子ども達の学力の定着のため、ご協力をお願いしているところです。

根本 固定担任制は様々な弊害が見られるようである。学級担任を固定せず、全員担任制により、一人ひとりの教員のそれぞれの得意分野を生かすことが生徒にとって大きな価値につながると言える。時代の変化や多様性を敏感に受けとめた自律を目指す教育方法が望ましいと考えるが、教育長の考えを伺う。

教育長 全国のほとんどの小中学校は固定担任制により指導に当たっていますが、先進校では、一定の期間ごとに担任が入れかわって指導に当たる複数担任制や全員担任制が取り入れられています。子ども達にとっては話しやすい教員に悩みや相談事を打ち明けることができるなどの効果があります。教育委員会としましては、複数の教員間での情報共有を充実させることが重要であると認識しており、今後、研究・研修を深め、じっくりと検証した上で、導入の可否を判断していきます。

根本 学校教育の中で、人は皆違うということを理解させる。感情のコントロールする重要性を教える。対立があったときの合意形成の図り方を学ぶ。これらのことこそが、子ども達が社会に出たときに役立つものであり、多様性が教育の根幹だと思うが、教育長の考えを伺う。

教育長 議員の考えは、学校教育における教科指導や特別活動で育まれている部分があると思います。さらに、道徳科の授業においては、価値理解、他者理解、人間理解に基づき、感情のコントロールの重要性についても学ぶ機会を大事にしています。人間としてよりよく生きる上で大切なことを理解する。人間の弱さもあることを理解する。道徳的価値の実現や実現できない場合の考え方、感じ方は多様であるということを理解する学習を展開しており、その重要性を認識しています。





松戸千秋
議員

放課後子ども教室と 放課後児童クラブの今後は

寛市長 民間委託による課題解決と
子ども達に体験活動を提供

松戸 民間委託に伴う支援員の確保、児童の受入れ態勢と小1の壁への対応や、放課後子ども教室、放課後児童クラブの連携について。また、特別な支援が必要な児童の受入れについて伺う。

教育部長 民間委託により、事業者による広域的な人材の確保が可能となるほか、実績のある民間事業者のノウハウにより、子ども達により質の高い教育、保育の提供が可能になります。また、月に数回、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携したイベントなどの取組みや活動の頻度、内容の充実に向けて、事業者と従事者が定期的に会議等を開催するなどし、日ごろから連携していく体制を整えていきます。また、小1の壁への対応として、放課後児童クラブにおいては18時40分まで児童をお預かりし、できる限り保護者の勤務形態を変えなくて済むような支援に努めているところです。

特別な支援を要する児童の受入れについては、支援員を増やすなどして対応しています。また、学校や支援員からの報告、要請により、看護師の資格を有する支援員も配置しており、今後も同様の対応を事業者へ要請していきます。

市長 放課後子ども総合プラン推進事業は、稲しき未来ビジョンの柱の一つ「輝く未来のための投資」の中の一つと位置づけており、英語教室、サッカー教室など様々な体験活動を通しての教育、保育を提供していきます。これまで課題であった支援員の確保や共稼ぎの保護者等が安心して子どもを預けられる場所を提供するため、民間に委託することを決断しました。関係機関と連携し事業が円滑に推進できるよう環境整備に努めていきます。

※小1の壁とは

小学校の放課後に子どもを預ける場所がない、預ける場所があっても終業時刻よりも早く預かる時間が終わってしまうなど、育児と仕事の両立が困難になることを指した総称。

高齢者のごみ出し
支援について

市民生活部長

関係部署と連携し検討
していく

松戸

総務省が高齢者のゴミ出し支援策を発表し、特別交付税で経費の5割が補助されることになりました。本市の現状と今後の取組みについて伺う。

市民生活部長

現在、ひとり暮らしの高齢者75歳以上を対象にした粗大ごみの回収事業を年1回行っています。総務省の特別交付金の対象となる事業は、市町村職員が実施するもの、委託による支援事業、地域団体による支援事業に支援金を交付するものです。今後、ごみ出し支援を実施している他市町村の事業を参考に、関係部署と連携し、支援実施に向け検討していきます。

イノシシ被害の対策は

産業建設部長 狩猟免許取得、侵入防護柵設置に補助

山口 最近、平地林の荒廃化に伴いイノシシの活動範囲が広がり、頭数が増えると共に被害も増えている。

イノシシの生息状況、被害対策、対策を担うハンター等の人材育成について伺う。また、狩猟免許を持ったハンターが高齢化し、育成と支援が急務であり、併せて地域の住民に野生鳥獣の生態や被害防止策についての講習会等を開催し、意識を高める必要があると思うが、市の考えを伺う。



山口 清吉
議員



産業建設部長 市内のイノシシ生息域は2地区あり、上君山から松山にかけての高台、高田岡から神宮寺、市崎を経て幸田地区に接する山林等で、甘藷や落花生、水田等の農作物被害が報告されています。

対策として猟友会に通年依頼しているくくり罠により、一昨年度9頭、昨年度17頭、今年度は2月中旬で28頭の捕獲数となっています。

猟友会員の高齢化による後継者不足が課題であり、罠猟の免許取得に補助制度を設けています。市でも2名の職員が免許を取得していますが、資格だけでなく経験が必要であり、来年度からは現在の2名から5名体制に増員して駆除に当る予定です。また、侵入防護柵設置農家への補助制度を新設するなど、講習会も含めて地区区長等と協議し、講習会の開催や周知について検討を進めます。

余剰財源を市民生活へ還元する考えは

筧市長 国保・水道各会計の

経済的自立を最優先に



合併から15年、将来の財源不足に備えて基金積立金を増やしてきたが、積立金残高

比率は県内市町村で3番目に高い自治体となっている。積立金は必要最小限に抑え、余剰財源は国民健康保険税の引下げの他、水道基本料金の値下げや従量制への変更、給食費の無料化など、納税している市民の暮らしのために還元していくべきではないか。市長の運営方針を伺う。

合併から15年、向けた検討や稲敷東インターチェンジ周辺地域官民連携まちづくり推進プラン策定等の、未来を拓く地域活性化プロジェクトの推進、ピカピカ1年生応援商品券交付事業等の、笑顔が広がる子育て応援プロジェクト等の推進を図ります。



市長 将来に必要な財源確保だけでなく、市の活力や元氣を取り戻すための稲しき未来ビジョン

に対応した施策に取組むことも重要と考えています。給食費の一部無償化に
市 将来に必要な財源確保だけでなく、市の活力や元氣を取り戻すための稲しき未来ビジョンに対応した施策に取組むことも重要と考えています。給食費の一部無償化に

このほか、市営住宅の入居手続についての質問がありました。



浅野 信行
議員

サポカー補助金の取組みは

寛市長 今後の動向を注視し鋭意検討

浅野

高齢者が関係する交通事故の現状を伺う。

危機管理監

令和元年1月から12月の期間における県内の交通死亡事故の発生件数が105件。死者数は107人。発生件数105件のうち、事故の原因となる第1当事者年齢層別では、65歳以上の高齢者が最も多く29件。死者数、107人中、65人が高齢者で60.7%を占めています。

浅野

国が創設したサポカー補助金の周知の方法について伺う。

危機管理監

国土交通省及び経済産業省、または市のホームページからも情報を提供しています。取扱う市内近隣の販売店の情報も広報紙に掲載していきます。

浅野

補助金交付の手続きについて伺う。また、稲敷市独自の補助金を創設する考えはなにか伺う。

危機管理監

本補助金の申請、支払いなどの事務は、基本的に国が公募し、決定する補助事業者と新車、中古車及び後付け装置の購入者との間で行われます。

市長

本市独自の補助金創設については、国の補助金は、地方自治体等が実施する類似の補助金との併用はできない旨の規定がありますので、国の動向を見据え検討していきます。

サポカー補助金とは

安全運転サポート車の車両（新車・中古車）購入補助と後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置導入補助の2種類の補助制度です。

プロボノの今後の取組みは

寛市長

公民館を核とした地域づくりの中で取組みたい

浅野

プロボノについての市の現状は認知度が低い状況だが、地域づくりとして地域に埋もれている方の力を活かすため、市民の皆様にプロボノを知ってもらう取組みをしてはかがか。

市民生活部長

防災に関する研修や視察等で、地域の元消防署員の方の協力を得て、自主防災組織を立ち上げようとしている行政区もあり、今後、事例として広報紙などで広く周知していきたいと思っています。

浅野

技術や知識を身につけた人を地域づくりに生かしていくプロボノをどのように進めていくのか、市長の所見を伺う。

市長

地域の方がそれぞれの仕事で得たスキルを地域のために生かしていただけるよう、重点施策として進める公民館を核とした地域づくりの中で取組んでいきたいと考えています。

プロボノとは

社会人が仕事を通じて培った知識やスキル、経験を活用して社会貢献するボランティア活動全般を指す言葉です。

総務教育常任委員会

委員長 若松 宏幸

第1回定例会において付託された、専決処分の承認1件、条例制定・改正等8件、補正予算1件の議案10件について、各課より説明を受け質疑等が交わされましたので、主な審査経過と結果について報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて・令和元年度稲敷市一般会計補正予算（第8号）では、台風15号等により被災した農業用施設の災害復旧のための、被災農業者支援型補助金や農地中間管理事業関連予算の他、児童クラブ及びこども園えどさきの改修工事費等で、総額1億7,801万8千円を追加する概要説明がありました。

議案第11号 稲敷市公民館設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について、では市役所の組織機構の再編に伴い、新利根・桜川の両地区センターを公民館に移行する他、江戸崎公民館の名称を江戸崎中央公民館に改めて、公民館の中核的な位置づけに改正する内容について説明がありました。

議案第17号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備についてでは、地方公務員法等の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、必要となる関係条例の整備について一括して改正・廃止を行うもので、稲敷市職員定数条例のほか16条例の一部改正を行い、稲敷市市医設置条例のほか2条例を廃止する内容について説明がありました。

議案第19号 令和元年度稲敷市一般会計補正予算（第9号）では、9億2,099万3千円を減額する他、継続費変更1件、繰越明許費の追加8件、債務負担行為の変更6件、地方債では追加2件、変更6件、廃止1件の各補正を行うものについて説明がありました。

委員からは、教育系情報ネットワーク維持管理費の増額補正について、LAN配線や校内ネットワークの設定に関して質疑があり、学校のLAN整備では校務系と学習系を分離する必要があること等について答弁がありました。

付託された全10議案については、審査の結果、それぞれ原案のとおり承認・可決すべきものと決定しました。

市民福祉常任委員会

委員長 根本 浩

第1回定例会において付託された11議案に関する主な審査経過と結果について報告します。

議案第3号 稲敷市行政区設置条例の制定については、地方公務員法における特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴う、稲敷市区長設置条例の廃止により、新たに行政区を規定するものであるとの説明がありました。

議案第5号 稲敷市支所及び地区センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、令和2年度より地区センターが公民館へ移行することに伴い、地区センター使用料の規定を削除するものであるとの説明がありました。

議案第13号 稲敷市環境審議会条例の一部改正については、環境施策を進めるための重点戦略を設定し、あらゆる関係者と連携を図ることが特に重要であることから、環境審議会委員に「市長が特に認めた者」を追加し、幅広く意見を反映させていくものであるとの説明がありました。

議案第18号 稲敷市区長設置条例の廃止については、地方公務員法における特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、廃止するものであるとの説明がありました。

議案第19号 令和元年度稲敷市一般会計補正予算（第9号）では、各課の説明に対し、高齢福祉課所管では、委員から、敬老事業費について質問があり、所管課からは、バス借上げ料を実績により減額したものであるとの答弁がありました。

市民協働課所管では、委員から、行政区長経費について質問があり、所管課からは、戸数の変動により区長報酬等を減額したものであるとの答弁がありました。

議案第7号、議案第10号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号についても、それぞれ詳細な説明がありました。

以上11案件について審査の結果、すべてが全会一致により原案可決すべきものと決定しました。

産業建設常任委員会

委員長 中沢 仁

第1回定例会において付託された、専決処分の承認1件、条例の一部改正3件、補正予算3件の議案7件について、各課より説明を受け質疑等が交わされましたので、主な審査経過と結果について報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて・令和元年度稲敷市一般会計補正予算（第8号）では、農業用施設災害復旧費で、1億6,000万円を増額するもので、台風15号及び19号による災害復旧として、パイプハウス等の農業用施設の修繕・再建等に要する経費の一部を補助するものであるとの説明がありました。

議案第19号 令和元年度 稲敷市一般会計補正予算（第9号）では、農政課所管で水稲メガファーム育成事業協力金6,041万円を減額するもので、同補助金は、令和元年度33名の方へ959万円が交付される予定で、事業の進捗状況として、目標の100haに対して、内諾を得ているものを含めて78.5haとなっているとの説明がありました。

建設課所管では、繰越明許費補正で道路新設改良事業1,210万円、合併特例債対象事業1億4,067万9千円、道路維持補修事業6,050万円、橋梁維持補修事業9,916万円を追加するもので、地権者や河川管理者との協議等に不測の時間を要したものであるとの説明がありました。

下水道課所管では、合併浄化槽設置補助金の実績に伴う国庫補助金循環型社会形成推進交付金の減額及び県補助金を増額するものであるとの説明がありました。

委員からは循環型社会形成推進交付金の減額に対し、県補助金が増額になった理由について質疑があり、合併処理浄化槽設置数は当初60基を予定しており、実績で55基と基数は減っているものの、5人槽よりも7人槽の設置数が多かったため、補助要綱の規定により増額となったとの答弁がありました。

このほか各議案について詳細な説明を求め審査の結果、付託された7案件については、いずれも全会一致により原案可決すべきものと決定しました。

予算審査特別委員会

委員長 柳町 政広

今定例会開会日に予算審査特別委員会が設置されました。3分科会による所管部局ごとに分割審査が行った後、全体審査会において、付託された令和2年度12会計の予算に関する議案審査を行いました。

議案第26号 令和2年度 稲敷市一般会計予算のうち政策調整部所管では、シテイプロモーション推進室のイルミネーション事業について、河内町とのコラボレーションの実績と市民からの評価についての質疑があり、河内町と相乗効果を目的に、双方のチラシへの掲載等を行ったことや、検証については多方面から様々な意見があり、河内町と比較すると見えない等の意見をふまえて、令和2年度からは開催場所をはじめ、開催手法、事業者の選定方法等について見直しを進め、稲敷市らしいイルミネーションにして行きたいとの答弁がありました。

総務部所管では、財政課のふるさと応援寄付金の使途について、前年度と比較し充当額が減少したことについての質疑があり、令和2年度の充当額は、令和元年度の寄付金額をもとに、事業を従来の単年度ではなく、5カ年等の複数年計画で実施して行く予定であるため、充当額が前年度と比較し減少したとの答弁がありました。

教育委員会所管では、子育て支援センターの土曜日の開設についての質疑があり、開設については試験的に月2回、午前中に実施していたが、令和2年4月からは毎週開設する予定であるとの答弁がありました。

市民生活部所管では環境課の住宅防音工事補助金についての実績と今後の計画について質疑があり、平成30年度は90件、令和元年度は83件の実績で、令和2年度は200件を予定しており、令和5年度までを計画期間とし、計1,156件を実施する予定であるとの答弁がありました。

産業建設部所管では、農政課の農産物振興事業の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金が、国において事業が不採択となった場合の対応についての質疑があり、事業が不採択となったことも想定するほか、今後も事業者、企業誘致推進室と密に協議して行くとの答弁がありました。

審査の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定しました。また、他の特別会計・水道事業会計・下水道事業会計予算については、議案第27号、第29号、第33号及び第35号の4議案については賛成多数、他7議案については全会一致により原案可決すべきものと決定しました。

議会改革調査特別委員会の決定事項を報告します

本特別委員会は、昨年の第1回定例会において設置され、9名の委員により全8回の委員会を開催し、本市議会の改善事項等について審査・協議を行ってきました。

議員定数の削減、議員報酬・費用弁償の検討、予算審査特別委員会の設置、議会報告会及び議会交流会の実施、政治倫理条例の見直し等について、主な決定事項を報告します。

議員定数の削減

- ・ 次の稲敷市議会一般選挙から議員の定数を18人とすることに決定。
(現在の議員定数20人から2人減員するもの。現在の稲敷市議会議員の任期は令和4年12月21日まで)

議員報酬・費用弁償の見直し

- ・ 議員報酬は現状維持とすることに決定。(県内市議会との平均的水準を維持)
- ・ 費用弁償(旅費)のうち日当を完全廃止。(市の内外及び宿泊の有無を問わず廃止)
- ・ 議員報酬の日割計算を導入。

予算審査特別委員会の設置

- ・ 令和2年度予算の審査から、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、集中審査を行う。(既に令和2年第1回定例会で設置され、審査が行われた。)

議会報告会・議会交流会の継続実施

- ・ 市民への説明責任を果たし、議会活動の周知啓発のため継続実施するとともに、議員自らが足を運び、各団体等と広く意見交換会を開催することを目指す。

政治倫理条例の見直しは改めて検討

- ・ 全議員による勉強会の開催など、全体協議を視野に必要性について改めて検討を図る。

～委員会から提案～

本委員会から執行部への要望事項として、費用弁償の廃止等により削減された財源は、幼児・児童教育、福祉施策等へ有益に活用されることを提案



議会だより編集委員会視察報告

研修日：令和2年2月5日 研修先：茨城県大洗町

当委員会は、去る2月5日大洗町役場を訪問し、大洗町議会広報編集委員会柴田委員長をはじめ、広報編集委員4名ほか事務局の方より、大洗町議会の広報編集委員会の活動内容及び広報編集方針について伺いました。

大洗町議会だよりでは幅広い年代に読んでもらうために、特に地域のイベントなどを掲載するなど、気軽に手に取ってもらえるための工夫をしています。また、議会クイズとして町に関する問題を掲載しながら、正解者には抽せんにより図書カードを進呈するといった取組みをしていました。

また、議会だよりの紙面を使用した公職選挙法における議員の活動禁止事項等の掲載についても、意見交換をしました。大洗町議会だよりでは、議員がお中元やお祭りへの差し入れを行うことが禁止されていること等、公職選挙法における禁止事項を町民の方に対して広く周知するという取組みもしていました。

視察研修で気づき、学んだことを協議しながら、参考になった取組みについては、本市の議会だよりについても、取入れたいと思います。



兵庫県赤穂市議会 会派「新風」の皆さんが来訪

2月7日、兵庫県赤穂市議会から会派「新風」の皆さんが、政務活動視察のため来庁しました。当市議会からは松戸副議長、議会改革調査特別委員会篠田委員長、中村副委員長及び中沢議員が出席し、本市の議会改革調査特別委員会の設置経緯、改革事項のほか議会運営全般について研修を実施し、活発な質疑応答を交わしました。



◆ 請願・陳情について ◆

市民の皆さまの希望や意見を、直接市政に反映させるための制度として請願と陳情があり、だれでも議会に提出することができます。請願（陳情）書は、書面でのみ受け付けます。議会事務局までご持参してください。

紹介議員が必要なものを「請願」、ないものを「陳情」と呼び、受理した請願や審査対象となった陳情の議決結果は、提出者にそれぞれ通知します。

【請願（陳情）書の提出方法】

1. 請願（陳情）の趣旨（願意・理由）は、市議会に対して何を

（本 文）

○○○○○に関する請願（陳情）

（趣旨）_____

年 月 日

稲敷市議会議員 様

請願者（陳情者）住所 _____

氏名 _____

（表 紙）

年 月 日

○○○○○に関する請願（陳情）

（請願書の場合）

紹介議員 _____

氏名 _____

求め、何をしてほしいのかできるだけ具体的に、また、簡単に明瞭に記載してください。なお、必要に応じて図面やその他の資料を添付してください。

2. 内容の異なる2つ以上の事項を請願（陳情）する場合は、別々の請願（陳情）書としてください。

3. 請願（陳情）書には、提出年月日、請願（陳情）者の住所・氏名（法人・任意団体の場合は、その所在地・名称・代表者氏名）を記載し、押印してください。

4. 請願（陳情）者が複数の場合には、代表者の氏名を記載し、外何名としてください。

5. 請願書には、紹介議員1名以上の署名または、記名押印が必要です。

6. 請願（陳情）書は、原則としてA4判の用紙に横書きとし、正本1部を提出してください。

7. 受付は、議会事務局にて随時受理していますが、原則として毎定例会（3月・6月・9月・12月）開会予定日の10日前までに提出されたものが、その定例会の取り扱いとなります。

それ以降に提出されたものは、次の定例会に付議されます。※請願書・陳情書について不明な点は、議会事務局までお問い合わせください。

議会を傍聴してみませんか

次回定例会開会予定は

6 月 2 日（火）となります。

●午前 10 時より

●開催場所：稲敷市庁舎 4 階 議会議場
（稲敷市犬塚 1570 番地 1）

議会の傍聴は、稲敷市役所庁舎 4 階で開催当日に受付けています。

① 受付時間は午前 8 時 30 分から

② 傍聴の予約はできません

③ 傍聴席は 50 席（他、報道関係 8 席）
車椅子スペース 3 席程度

④ 庁舎 1 階のモニターで議会の生中継を行います

次の詳しい日程については、議会事務局までお問い合わせ下さい。

電話：029-892-2000（代表）
FAX：029-893-1573

市議会ホームページをご覧ください

会議日程や会議結果、議員名簿などを掲載しているほか、議会の録画放送も掲載していますので、ぜひご覧ください。

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/>

稲敷市議会

検索

編集後記

私がこの記事を書いているのは 3 月 28 日です。テレビをつけるのが新型コロナウイルスのニュースで持ち切りです。この新型コロナウイルスの特徴は風邪に似た症状で大半は軽症で治りますが、重症化すると死に至る事もある恐ろしいウイルスです。今、世界中に感染が広まり日本でも各地で不要不急な外出の自粛やイベントの中止などが要請されています。読者の皆さんの中にも楽しみにしていたイベントや旅行などが中止になってしまった方が多いのではないのでしょうか。私も楽しみにしていた幼稚園、小中学校の卒業（園）式と入学（園）式を見に行く事が出来なくなってしまうしました。子ども達の晴れ姿を見るのが楽しみだったのに、桜つみのライトアップ、そしてチューリップ祭も中止。残念だけど、桜の花もチューリップの花も来年きつとまた綺麗に咲く事でしょう。皆さん、今年は大変な人を守る為に力を合わせて我慢しましょう。人類の底力をウイルスに見せてやるうではありませんか。

（黒田茂勝 記）

委員長 竹 裕 輔
副委員長 寺 久 美 子
委員 若 松 宏 幸
委員 根 本 浩
委員 黒 田 茂 仁
委員 中 沢 仁